

## 諮問第97号 川西市情報公開条例の整備について

### 1 条例改正の理由

本市においては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことにより、令和5年度以降の個人情報保護制度を整備するに当たって、個人情報の開示請求に係る手数料及び個人情報保護審査会の在り方を見直しました。

これにより、本市の情報公開制度においても個人情報保護制度との規定の整合性を図る必要があるため、川西市情報公開条例を改正します。

### 2 改正内容

#### (1) 手数料

公文書の公開に係る手数料を、実費相当分の手数料（写しの交付の場合、写し1枚につき10円）のみ徴収することとし、公開する公文書1件につき300円としていた部分については徴収しないこととします。

#### 【説明】

・現行の制度では、公開する公文書1件につき300円とし、写しの交付を行う場合は写し1枚につき10円を、公開の際に徴収しています。なお、非公開又は存否応答拒否の決定をした場合は、手数料を徴収していません。

・本市としましては、個人情報保護制度の在り方を見直す中で、昨今のICT化、オープンデータ化の情勢を鑑みると、自己情報の開示について受益者負担の考え方はなじまないのではないかとの結論に至りました。

・これは情報公開制度においても同様であり、デジタル化による公文書の検索性の向上、行政執行の透明化の推進、個人情報保護制度との整合性の確保の観点から、個人情報保護制度と同様の措置をとることが適当と判断いたしました。

・したがって、公文書の公開に係る手数料についても、実費相当分の手数料のみ徴収することとし、1件につき300円としていた部分については徴収しないことといたします。

## (2) 審査会の統合

現行の川西市情報公開審査会、川西市個人情報保護審査会、川西市個人情報保護審議会を統合し、改正法の施行後は「川西市情報公開・個人情報保護審査会」として新たに設置して運用します。

### 【説明】

- ・現在、個人情報保護制度においても本審査会と同様の役割を担うべく、個人情報保護審査会を設置しています。改正後の個人情報保護法でも引き続き、行政不服審査法上の審査会として設置できるものとされています。
- ・一方、個人情報保護審議会については、現在諮問している個別の事案に対する類型的な事項が諮問できなくなるなど、改正後の個人情報保護法においてその役割が現行よりも制限されます。
- ・以上を踏まえると、本市においてこれらの付属機関を個別に置くことは適当ではないとの結論に至りました。
- ・したがって、本審査会と個人情報保護審査会、個人情報保護審議会とを一本化し、「川西市情報公開・個人情報保護審査会」として新たに条例を制定し、設置することといたします。
- ・情報公開制度に関する所掌事務については、現行の審査会と同様であり、公文書公開決定等に対する審査請求の調査審議及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用の推進に関する重要な事項について調査審議を引き続き所掌することとなります。

## (3) 施行期日

令和5年4月1日